

小腸移植に医療保険適用を求める意見書

小腸移植は、小腸の消化や吸収不全などのため、栄養、水分、電解質などを経静脈的に補給しなければ生命を維持することができない小腸不全の患者を対象に行われる。

腸捻転や腸閉鎖、壊死性腸炎、クローン病などの短腸症候群や、ヒルシュスプルング病類縁疾患などの不可逆性小腸機能不全の疾患について、基本的な治療手段である中心静脈栄養法ができない状態となった場合、この小腸移植の適応となる。

心臓や肺、肝臓、膵臓などの臓器移植については医療保険が適用されており、移植手術により多くの患者が生を得ているが、小腸移植手術は、脳死、生体のいずれにおいても医療保険の適用がなく、従って必要となる多額の費用は全て自己負担とされている。さらに小腸移植は、経験のある医療機関が全国的に少ないこともあって、患者や家族にかかる精神的、経済的な負担や苦労は大変大きなものとなっている。

よって、国においては、小腸移植における患者負担の軽減を図るため、早期に医療保険を適用されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月30日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	舛添要一様